

2017年3月31日

7大生活習慣病入院一時給付保険 「からだプラス」を販売開始

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士）は、2017年4月1日より、実年齢に代えて健康年齢^①を使用した「からだプラス」（正式名称：無解約返戻金型7大生活習慣病入院一時給付保険）の販売を開始します。本商品は、りそなグループで2016年12月1日より販売を開始した「カラダ革命」を、「からだプラス」としてりそなグループ以外の代理店にて販売を開始するものです。

従来、生命保険料は、満年齢または保険年齢^②を用いて算出しています。しかし、同じ年齢であっても、生活習慣等により、健康状態は人それぞれ異なっています。「からだプラス」は、契約時には実年齢を用いて保険料を算出しますが、3年ごとの更新時には、健康診断等の検査項目結果等に基づいて算出した健康年齢を用いて、以後の保険料を決定する仕組みとなっており、健康年齢が若いほど^③保険料が安くなるという、新しい価値観を導入した保険商品となっています。

1. 商品特長

「からだプラス」3つのポイント

（1）業界初^④！3年ごとに健康年齢を判定し、更新後の保険料を決定！

契約時は被保険者の実年齢に基づき保険料を設定しますが、3年ごとの更新時には、被保険者の健康診断結果等をもとに健康年齢を判定し、更新後の保険料を決定します。

（2）がんなどの7大生活習慣病で入院したら100万円を、最大10回までお支払い！

7大生活習慣病（がん（上皮内がんを含む）、心・血管疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患、糖尿病、高血圧性疾患）の治療のために1日以上入院（日帰り入院を含む）した場合、入院一時給付金100万円をお支払いします。入院一時給付金は、1年に1回のお受け取りを限度として、通算10回までお受け取りいただけます。

（3）7大生活習慣病を一生保障！

3年ごとに自動更新し、更新時の実年齢が70歳の場合は「終身」に移行しますので、7大生活習慣病に対する保障が一生続きます。

2. 健康年齢について

本商品における健康年齢は、株式会社日本医療データセンター（代表取締役社長：上沢 仁）が保有する約160万人の健診データや診療報酬明細書（レセプト）等のビッグデータを活用し、みずほ第一フィナンシャルテクノ



^① 健康年齢は、株式会社日本医療データセンターの登録商標です。当社で使用する健康年齢は、7大生活習慣病に関するリスクを評価したもので、当社独自の方法により算出しているため、株式会社日本医療データセンターの健康年齢と算出基準が異なります。

^② 契約日時点で満年齢の端数が6ヵ月以下の場合は切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げた年齢のこと。

^③ 健康年齢が実年齢を上回る場合でも、健康ではないということではありません。また、健康年齢が若いからといって、必ずしも7大生活習慣病に罹患しないというものではありません。

^④ 生命保険協会加盟の生命保険会社が取扱う保険商品の中での当社調べによる。（2016年9月20日現在）

ロジ株式会社（代表取締役社長：武藤 雅俊）の分析技術⁵を用いることにより、当社独自の健康年齢として算出したものです。

個々人の健康年齢の算出には、下表の健康診断結果等の検査項目を使用します。

【健康年齢判定に必要な検査項目】

検査項目		男性	女性
体格（BMI）		○	
血圧	収縮期（最高）血圧	○	
	拡張期（最低）血圧	○	○
尿検査	尿蛋白	○	○
血液検査	血中脂質	HDL コレステロール	○
		中性脂肪	
	肝機能	GOT	○
		γ-GTP	○
血糖値	HbA1c	○	

また、当社ウェブサイト上の健康年齢算出ページ（<http://neofirst.co.jp/sim/health.html>）にて、お客さまがご自身の健康診断結果等の検査項目結果を入力することで、即時に健康年齢の算出が可能です。

なお、保険料は以下の通り決定します。

- （1）契約時は被保険者の実年齢に基づき保険料を設定します。
- （2）3年ごとの更新後の保険料は、被保険者の更新時（健康年齢判定日）の実年齢と健康診断結果等をもとに健康年齢を判定し、更新後の保険料を算出します⁶。健康年齢には上限を設けており、健康年齢判定日の実年齢+5歳が上限となります。更新時に健康診断結果等のご提出がない場合は、健康年齢の上限である更新時の実年齢+5歳が適用となります。
- （3）3年ごとに自動更新し、更新時の実年齢が70歳の場合は「終身」に移行し、保障が一生続きます。

ネオファースト生命は、「一生のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会への発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。

以上

InsTech(インステック)について



第一生命グループでは保険ビジネス（Insurance）とテクノロジー（Technology）の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを”InsTech”（インステック）と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として、グループ会社の当社では、第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析を行い、リスク細分型の商品や、ご契約者の健康増進の取組みの促進・支援につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新しい商品の開発を進めています。

⁵ まず第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が開発した数理モデルの変数選択を効率的に行う技術（特許取得済み）。

⁶ 健康診断結果が良い場合でも、実年齢の上昇により更新後の保険料は高くなる場合があります。

【商品概要】

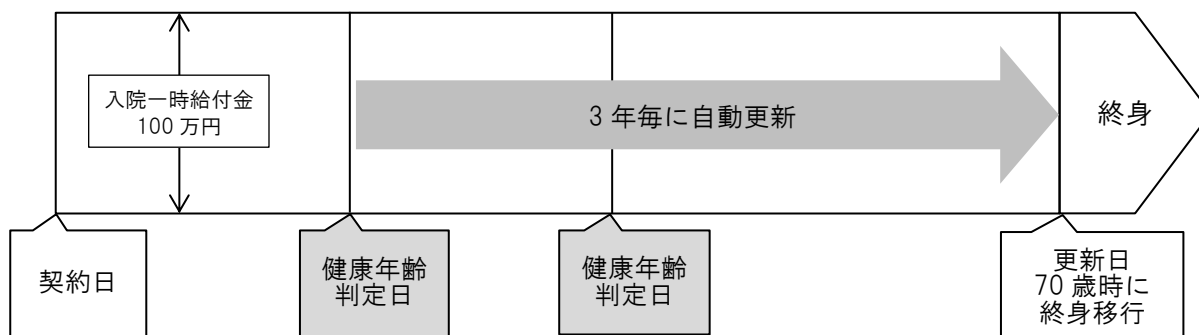
(1) 「からだプラス」の特長としくみ



無解約返戻金型 7大生活習慣病入院一時給付保険

- ①契約時は被保険者の実年齢に基づき保険料を設定しますが、更新時には、被保険者の更新時（健康年齢判定日）の実年齢と健康診断結果等をもとに健康年齢を判定し、更新後の保険料を決定します。
健康年齢には上限を設けており、健康年齢判定日の実年齢+5歳が上限となります。更新時に健康診断結果等のご提出がない場合は、健康年齢の上限である更新時の実年齢+5歳が適用となります。
- ②7大生活習慣病（がん（上皮内がんを含む）、心・血管疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患、糖尿病、高血圧性疾患）の治療を目的として1日以上入院（日帰り入院を含む）した場合、入院一時給付金として100万円をお支払いします。入院一時給付金は、1年に1回のお受け取りを限度として、通算10回までお受け取りいただけます。
- ③3年ごとに自動更新し、更新時の実年齢が70歳の場合は「終身」に移行し、保障が一生続きます。

(2) 「からだプラス」のしくみ図（イメージ）



※契約時の保険料は実年齢にもとづいて計算されます。

※更新後の保険料は、更新時の保険料率によって計算されます。

※健康状態が維持・改善された場合でも実年齢の上昇により更新後の保険料は高くなる場合があります。

※更新後の保険期間は、更新前の保険期間（3年）と同一となります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日の被保険者の実年齢が71歳以上となる場合は、更新後の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が70歳となる短期の保険期間に変更して更新します。

※更新日における被保険者の実年齢が70歳となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身にして更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢である70歳に対応した保険料とします。

※給付金の支払限度等については、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

(3) 対象となる7大生活習慣病

対象となる7大生活習慣病は、がん（上皮内がんを含む）、心・血管疾患（心筋梗塞、狭心症、心不全など）、脳血管疾患（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など）、腎疾患（慢性腎不全、尿路結石など）、肝疾患（肝硬変、肝炎など）、糖尿病、高血圧性疾患（高血圧症、高血圧性心不全など）とします。

(4) 保険料例

●入院一時給付金：100万円 ●保険期間・保険料払込期間：3年

男性			
加入時		更新時	
実年齢	月払保険料	健康年齢	月払保険料
20歳	1,296円	20歳	1,026円
30歳	1,532円	30歳	1,212円
40歳	2,053円	40歳	1,625円
50歳	3,161円	50歳	2,502円
60歳	5,169円	60歳	4,092円

女性			
加入時		更新時	
実年齢	月払保険料	健康年齢	月払保険料
20歳	1,746円	20歳	1,382円
30歳	1,942円	30歳	1,537円
40歳	2,113円	40歳	1,672円
50歳	2,687円	50歳	2,127円
60歳	3,378円	60歳	2,674円

男性	
更新時(※)	
実年齢	月払保険料
70歳	7,994円

女性	
更新時(※)	
実年齢	月払保険料
70歳	5,609円

(※) 更新日における被保険者の実年齢が70歳となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身にして更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢である70歳に対応した保険料とします。

(5) その他

- ① 契約年齢：20～65歳（満年齢）
- ② 保険期間・保険料払込期間：3年(※)、更新日における被保険者の実年齢が70歳となる場合は終身に移行。

(※) 更新後の保険期間満了日の翌日の被保険者の実年齢が71歳以上となる場合は、更新後の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が70歳となる短期の保険期間に変更して更新します。